●映像教材活用の手引き

令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

伴走型支援に関する映像教材 活用の手引き

包括的支援体制の整備に係る現場での実践に求められる対人援助の アプローチとしての伴走型支援に関する調査研究事業

> 令和3年(2021年)3月 一般社団法人 日本伴走型支援協会

伴走型支援に関する映像教材 概要

伴走型支援に関する映像教材は、「令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業)」の一環として作成したものです。

今日、様々な「地域生活課題」(社会福祉法第4条)が生じています。なかでも、 従来のような縦割り(児童、障害、高齢など)のサービスでは対応できない多様で複雑な課題が広がって来ています。

こうした課題に対して、どのように対応していけばよいか、2019 年に厚生 労働省で「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」が実施されました。ここでの「最終とりまとめ」を踏まえると、これからは次のような相談支援が必要とされています。

- ●訪れた相談者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止めること。
- ●本人・世帯の暮らしの全体を捉え、伴走し寄り添いながら、継続的に関わること。
- ●本人・世帯に支援を届け、本人・世帯とのつながりや信頼関係を築くこと。

ここでの対人支援では、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」の2つのアプローチを両輪とし、組み合わせて支援を行うことが求められています。ここで取り上げられた「つながり続けることを目指すアプローチ」、それが「伴走型支援」です。この「伴走型支援」とはどのような支援なのか、「つながり続けること」を目指すとはどういうことなのか。その考え方の一助として、本映像教材は作成されました。

◎映像教材

本映像教材は、次の 4 本で構成されています。それぞれの活用用途に合わせてお選びください。

- 1. 伴走型支援の理念(37分24秒)
- 2. 伴走型支援が必要な理由と政策課題(37分20秒)
- 3. 困窮の視点と支援の両輪(30分37秒)
- 4. 伴走型支援の実際(41分23秒)

また、本誌の後半に研修モデルを示しています。研修プログラムを検討する際に参考にされてください。

1. 伴走型支援の理念 (37分24秒)

伴走型支援とは何か?

地域共生社会のための支援

NPO 法人 ホームレス支援全国ネット NPO 法人 抱模 一般社団法人 生活阻窮者自立支援全国ネット 一般社団法人 全国居住支援法人協議会 公益財団法人 共生地域制造財団

代表 奥田知志





伴走型支援を創るために



- ① 伴走型支援は、現場から生まれた支援論
- 形成過程にある・・・正解はない
- ③ 関わる人々によって、関わる人々の個性 場所や地域によって独自の形成がなされるもの
- ④ ヒントとしてこの講座は構成されている



その1

伴走型支援の理念

伴走型支援とは

つながり続けることを目指すアプローチ

厚生労働省

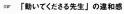
ホームレス支援から見た二つの困窮

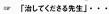


- (1) 路上で・・・「畳の上で死にたい」
- (2) 自立後・・・「俺の最期は誰が看取ってくれるか」
 コッ「何が必要か」 住居、保証人、職、健康保険、携帯、弁護士
 コッ「誰が必要か」 心配してくれる人、一緒にいてくれる人、感謝してくれる人
- (3) 二つの困窮

伴走型支援の特徴である。

- 25 経済的国際 (ハウスレス) ※ ハウスとホームは違う 35 社会的孤立 (ホームレス)
- (4) ホームレス中学生の現実 (ホームレス襲撃事件)
 - □ | 家があっても帰るところがない。誰からも心配されていない。 俺はホームレスだからその気持ちわかるけどなあ」
 - ■路上の風景の全国化・・・「時代が路上に追いついた」





医師や精神の専門家が担当。私にはできない = 断る理由

「動いてくだる」が 一緒に動く、一喜一憂してくれる人、一緒に 考えてくれる人の存在

ならば 資格は不要 (それなりの訓練は必要としても) 誰でもできる。

☞ 伴走(つながる・ひとりにしない)が求められていたのではないか

伴走型支援の必要性



伴走型支援における専門職は三つの役割を担う。第一に孤立した人と「つながる」 ことである。このため知識や技術が必要となる。第二に「つなげる」ことである。 「つながり」を抱え込まず、地域や他のキーパーソンへと「つながりを広げる」。 伴走型支援における「つながり」は、「開かれたつながり」でなければならない。 また、「つなぎ先」に問題がある場合、本人の同意がない場合には「つなげない」。 専門職は、支援者目線のみならず当事者目線を尊重する。 第三に「もどし、つなぎ直す」ことである。地域へ「つなげた」後も専門職は 「緩やかな見守り」を続ける。再び本人が問題を抱えた場合、あるいは「つなぎ先」 に問題が生じた場合、早期に「もどし」、「つなぎ直す」。「つなぎ」と「もどし」は

2. 伴走型支援が必要な理由と政策課題 (37分20秒)

伴走型支援とは何か?

地域共生社会のための支援

NPO 法人 ホームレス支援全国ネット NPO 法人 抱模 一般社団法人 生活国第者自立支援全国ネット 一般社団法人 全国居住支援法人協議会 公益財団法人 共生地域制造財団

代表 奥田知志





その 2 伴走型支援が必要な理由と政策課題 伴走型支援が必要となった理由 ☞社会的孤立の深刻化

その背景とは?

日本型社会保障の脆弱化



- ①家族の支え合いの脆弱化 ☞核家族化
- ②企業にける家族の支えの脆弱化(扶養手当・退職金・住宅等) 非正規雇用率・・・1984年 15.3% 2020年・・・38.3%
- ③地域における互助的機能の脆弱化 ※血縁、地縁、社縁の部分の脆弱化 (無縁化)

➡孤立が深刻化

「ひきこもり」の推計数(15~39歳/2015)

	該当人数(人)	有効回収数に 占める割合(%)	全国の推計数 (万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に 関する用事のときだけ外出する	33	1.06	36.5	準ひきこもり群 36.5万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11	0.35	12.1	狭義のひきこもり群
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	5	0.16	5.5	17.6万人
8†	49	1.57	54.1	広義のひきこもり群 54.1万人

引きこもり総数(推計値) 15歳~64歳 115万4千人

出典:「令和光年版 子供·老者自書(全体版)」內閣府 https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r01horpen/s0_2.html 注:元データは「生活状況に関する課金(呼吸30年度)」、平風31年3月,內閣府

地域共生社会の三つの事業

①断らない相談支援

介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、 子ども(利用者支援事業)、国窮(生活医窮者自立相 該支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施 し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らな い相談支援の実施

②社会参加

社会とのつながりや参加の支援

断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居 住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加 に向けた支援の実施

③地域づくりに向けた支援

地域において多様なつながりが育つことを支援するため に、①住民同士が出会い参加することのできる場や居場 所の確保に向けた支援 ②ケアし支え合う関係性を広 げ、交流・参加・学むの機会を生み出すコーディネート 機能を合わせた事業を実施

困窮の視点と支援の両輪(30分37秒) 3.

伴走型支援とは何か?

地域共生社会のための支援

NPO 法人 ホームレス支援全国ネット NPO 法人 花楼 一般社団法人 生活国窮者自立支援全国ネット 一般社団法人 生活国窮者自立支援全国ネット 一般社団法人 共生地域創造財団

代表 奥田知志



その3 困窮の視点と支援の両輪

地域共生社会に向けた包括的支援と 多様な参加・協働の推進に関する検討会



Ⅱ 福祉政策の新たなアプローチ 1、対人支援において今後求められるアプローチ

【社会との関わりを基礎として自律的な生を継続する支援が必要】

個人の人生は複雑かつ多様 (...) 典型的なリスクを抽出し対応する従来の政策の延長・拡充のみでは 限界 (...)。

対人支援において、(...) 社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことができるよ うに支援する (...)。



問題解決型支援における注意すべき点



①成果主義・生産性への偏重 □ 成果指標が「就労」や「増収」などに限られている

④当事者を追い詰める 37相談に来たことが裏目に出る ☞「二度と相談しない」、一層孤立へ

■結果が出る相談者のみを引き受ける

⑤支援員バーンアウトの危機

□重い困難なケースが残される

⑥問題解決の強調が

③良い相談者と悪い相談者

□相談者へ責任転線

「あなたはそのままではダメ」だとの印象を与える

伴走型支援における注意すべき点

☞ あくまで支援の両輪であり二者択一ではない

②個人的関係に埋没する

☞チームで支援が原則 **☞抱え込みが起こる** ☞伴走する地域(受け皿)の創造が必要 ③成果指標が曖昧

☞「つながり」や「孤立」に関する客観的指標がない

診評価が困難

等特に費用対効果に関する検証が困難。

行政の評価困難

④伴走を手段とのみ見なし 「つながり」の価値を見出せない



伴走型支援の効果 ☞物語の創造



**ホームレスの食事「エサ」・・・残飯「犬猫と一緒」

*****しかし炊き出しでもらう物・・・「お弁当」**

☞食べ「物」でいうと両者はあまり変わらない *****しかし、「物」に人が関わることで「物」が「物語」となる**

4. 伴走型支援の実際 (41分23秒)

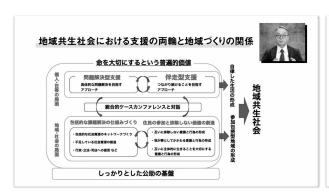
伴走型支援とは何か?

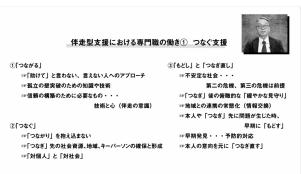
地域共生社会のための支援

一般社団法人 日本伴走型支援協会 共同代表 NPO 法人 ホームレス支援全国ネットワーク 理事長 NPO 法人 抱僕 理事長

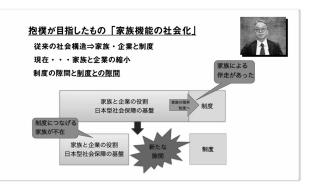
奥田知志

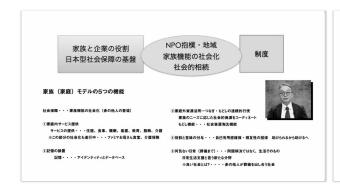














研修モデル

時間配分と映像教材の取扱い例(研修時間に応じて内容を選択してください)

研修会のモデルケースをいくつかあげましたので、企画される場合の参考としてください。事例は目安ですので研修時の個々の条件を踏まえて、時間、組み合わせは調整してください。

研修会例1	動画視聴のみのケース(所要時間:1 時間弱)
研修会例2	動画視聴と話し合いを行うケース(所要時間:約1.5時間)
研修会例3	一部の動画視聴と資料による講義を行うケース(所要時間:半日)
研修会例4	4つの動画視聴を行うケース(所要時間:半日~1日)
研修会例 5	一部の動画視聴とグループワークを行うケース(所要時間:半日~1日)
研修会例6	4つの動画視聴と視聴ごとにグループワークを行うケース
	(所要時間:1.5日~2日)

研修前準備事項

●講師による解説について

●資料等の事前確認

「映像教材」「スライド資料」「活用の手引き(本冊子)」等 使用に応じて人数分確保しましょう。

なお、講師が実際に説明するのは、ポイントの部分を掘り下げた内容が中心ですが、質疑等により講義時間の過不足が生じそうな場合は、重要度に合わせて削除したり追加したりすることもあらかじめ想定しておきましょう。

●グループでの討議について

- ●グループ討議が入る場合は、意見が出やすい 3 ~ 6 名でのグループ分けをするなど、工夫をして、あらかじめグループ分けをしておきます。
- ●グループ分け後,グループ内で協議し進行、記録者、発表者の役割分担を おねがいしてください。
- ●グループでの話し合い時は、出来るだけグループごとに机を寄せて協議してください。 机の用意ができない場合は、 椅子を持ち寄り、輪になって行うなど工夫してください。

●準備する設備・機器 (例)

- ●パソコン・プロジェクタ, スクリーン (大型テレビ等でも可能)
- ●スピーカー (・事後アンケート等)(話合いに重点を置く場合)
- ●メモ用紙や付箋紙等・小さめのホワイトボードや模造紙等・筆記具

■研修会例1 動画視聴のみのケース (45 分~ 60 分)

- ●1 本分の動画視聴が主体の研修会です。
- ●動画視聴を行ったのちに、質疑の時間をもちます。

■研修会次第例

1.	開 会	はじめのあいさつ等	5分				
2.	動画視聴	1本	30~40分				
	質疑応答		5~10分				
●研修会参加者からの質問を講師が受けます。							
4.	閉 会		5分				

■研修会例2 動画視聴と話し合いを行うケース (70 分~ 90 分)

- ●1 本分の動画視聴後に、参加者による話合いを行う研修会です。
- ●動画視聴による気付きを、グループ活動を通して共有し、問題点や対処方法について掘り下げます。また、発表をして全体でも共有します。

1.	開会	はじめのあいさつ等	5分						
2.	動画視聴	1本	30~40分						
3.	3. グループでの話し合い								
	●動画の内容についてグループで感想を出し合います。								
	●気づきについて話し合います。 20~30分								
4.	4. 話合い内容をグループ毎に発表し、全体で共有します 10分~15分								
5.	閉 会		5分						

■研修会例3 一本分の動画視聴とスライド資料による講義を行うケース(半日)

- ●映像教材内で使用しているスライド資料を配布し、動画視聴と講師による解説を行う研修会です。スライド資料に沿って追加説明を行い、ポイントの掘り下げを行います。
- ●動画視聴の中での気付きを踏まえて、テーマを掘り下げた質疑応答を行います。 ※動画中のスライド資料は、すべて説明すると講義時間を超えてしまいますので 参加者に合わせて説明するポイントを選択します。

■研修会次第例

1. 開 会 はじめのあいさつ等	5分
2 . 動画視聴 1本分	30~40分
3. 講師による解説 テーマに沿って、視聴内容について講師による掘り下げを 行う研修会です。スライド資料に沿って解説し、ポイントの 確認もします	30~40分 *前後のどちらかで 休憩時間を10分 程度取ります
4. 質疑応答●研修会参加者からの質問を講師が受けます。	30~40分
5 . まとめ	00 10 //
●発表内容を整理し、全体で共有します	10分~15分
6. 閉 会	5分

■研修会例4 4つの動画視聴を行うケース(半日~1日)

- ●4本分の動画視聴が主体の研修会です。
- ●動画視聴を行ったのちに、質疑の時間をもちます。

1. 開 会	はじめのあいさつ等	5分						
2 . 動画視聴	1本+1本の計2本	60~80分						
3 . 質疑応答								
●研修会参	●研修会参加者からの質問を講師が受けます。 20~30分							
(その後休憩	(その後休憩を10分程度入れます)							
4. 動画視聴	1本+1本 の計2本	60~80分						
5 . 質疑応答								
●研修会参	00者からの質問を講師が受けます。	20~30分						

■研修会例5 一部の動画視聴とグループワークを行うケース(半日~1日)

●動画を一つに絞って、動画視聴、話合い、発表、講師による解説を行う研修 会です。

(グループ討議時間を調整し、動画を2つにして1日とするケースもお勧めです)

- ●動画視聴後に、グループでの話合いの時間を多くとり、動画視聴の気付きを 共有し、いろいろな見方から問題点や対処方法について意見交換をします。ま た、発表をして全体でも共有します。
- ●配布したスライド資料に沿って講師による説明を行います。発表内容にも触れるとともにポイントの掘り下げと振り返りをします。
- ※スライド資料は、すべて説明すると講義時間が長引きますので、参加者に合わせて説明するポイントを選択します。

1.	開会	はじめのあいさつ等	5分							
2.	動画視聴	1本分	30~40分							
3.	 グループでの話し合い 40~50分 									
	視聴の中で	での気付きを踏まえて、グループで感想を出	*前後のどちらかで 休憩時間を 10 分							
	し合い、必	必要に応じて話し合います。	程度取ります							
4.	4. 話合い内容をグループ毎に発表し、全体で共有します 10分~15分									
5.	5. 講師による解説									
j	テーマに沿って、視聴内容について講師による掘り下げを 40~60分									
彳	行います。スライド資料に沿って解説し,ポイントの振り									
返りとグループ発表の内容についても協議します。										
6.	6. 話合い内容のまとめを行い全体で共有します 10分~15分									
7.	閉 会									

■研修会例6 4つの動画視聴と視聴ごとにグループワークを行うケース(1.5~2日)

- ●4つの動画に沿って,動画視聴,話合い,発表、講師による解説を行う研修会です。
- ●動視聴後に,グループでの話合いの時間をとり,動画視聴の気付きを共有し, 情報交換をしながら問題点や対処方法について確認をします。また,発表をして全体でも共有します。
- ●話合いを踏まえ、配布したスライド資料に沿って講師による説明を行います。 ポイントの掘り下げと振り返りをします。
- ※スライド資料は、すべて説明すると講義時間を超えてしまいますので、参加者 に合わせて説明するポイントを選択します。

1. 開 会 はじめのあいさつ等	5分						
2. 動画視聴 1本分 30~40分							
3. グループでの話し合い	20~30分						
●視聴の中での気付きを踏まえて、グループで感想を出し	*前後のどちらかで						
合い、必要に応じて話し合います。	休憩時間を 10 分 程度取ります						
4. 話合い内容をグループ毎に発表し、全体で共有します	10分~15分						
5. 講師による解説							
テーマに沿って,視聴内容について講師による掘り下げを 40~60分							
行います。スライド資料に沿って解説し、ポイントの振り							
返りとグループ発表の内容ついても協議します。							
6. 残りの3本についても、同様に動画視聴⇒グループ討議	1。5.0%(1)51						
→グループ報告(発表)⇒講師による解説⇒ポイントの 1~5の繰り返し (3動画分)							
整理と共有の流れで進めます。	約8~9時間						
(全体では、2.5~3時間×4セット) (休憩込み)							
7. 話合い内容の総括を行い全体で共有します	10分~15分						
8. 閉 会							

●シンポジウムの開催チラシ

2020年度 厚生労働省 社会福祉推進事業

包括的支援体制の整備に係る現場での実践に求められる対人援助のアプローチとしての伴走型支援に関する調査研究事業

重層的支援体制整備事業のキーワードを考えるシンポジウム **件走型支援って、なに?** オンライン

日時 2021年 2月 2日(火) 14:00~16:30

アーカイブ 2月14日 (日) まで

開催 オンライン配信

参加無料 ※視聴のため事前申し込みをお願いします。

基調講演

『伴走型支援とは何か』 奥田知志(認定NPO法人抱樸・理事長)

パネルディスカッション

奥田 知志(認定NPO法人抱樸·理事長)

稲月 正(北九州市立大学基盤教育センター 教授)

厚生労働省より(調整中)

主催:一般社団法人日本伴走型支援協会 / 後援:松戸市

- お申込みは、以下のリンクの入力フォームにお願いします。
- 入力フォームにて、①お名前、②ご所属、③メールアドレス、④電話番号を入力いただきます。
- 入力フォームからの申し込みができない場合は、上記の 4 つの内容を、問い合わせ先までメールでご連絡ください。

https://forms.gle/tMpxFU5798PXCLVSA





開催趣意

今日、様々な「地域生活課題」(社会福祉法第4条)が生じています。なかでも、従来のような縦割り(児童、障害、高齢など)のサービスでは対応できない多様で複雑な課題が広がって来ています。

こうした課題に対して、どのように対応していけばよいか、2019年に厚労省の地域共生 社会推進検討会で「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する 検討会」が実施されました。ここでの「最終とりまとめ」を踏まえると、これからは次の ような相談支援が必要とされています。

- ・訪れた相談者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止めること。
- ・本人・世帯の暮らしの全体を捉え、伴走し寄り添いながら、継続的に関わること。
- ・本人・世帯に支援を届け、本人・世帯とのつながりや信頼関係を築くこと。

ここでの対人支援とは、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが求められています。ここで取り上げられた「つながり続けることを目指すアプローチ」、それが「伴走型支援」です。この「伴走型支援」とはどのような支援なのか、「つながり続けること」を目指すとはどういうことなのか。そのことを考えるシンポジウムを今回開催いたします。これからの地域共生社会を考えるキーワードの一つである「伴走型支援」について、いっしょに考えてみませんか。どうぞ奮ってご参加ください。

この企画は、厚生労働省の社会福祉推進事業の一環として行う調査研究事業で、一般社団法人日本伴 走型支援協会が実施するものです。本調査研究事業では、「伴走型支援」のテキスト開発も目的の一つ とされており、今回松戸市様のご協力を戴きながら企画を実施させて戴きます。本オンライン企画にご 参加の皆様には、後日 Web 講座もご視聴いただき、改善点やご指摘等を頂戴できればと考えておりま す。大変お忙しい中恐縮ではありますが、可能な範囲で後日の視聴およびアンケートにもご協力いただ きますよう、お願いいたします。



en en en en en en

【問い合わせ先】

一般社団法人 日本伴走型支援協会電話 093-651-7557メール postmaster@homeless-net.org(ホームレス支援全国ネットワーク内)

●シンポジウム資料



QSR**法人 ホームレス支援全国ネット**

QSR**法人 抱樸**

- 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネット
- 一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- 公益財団法人 共生地域創造財団
- 一般社団法人 日本伴走型支援協会

東八幡キリスト教会

代表 奥田知志



■団体概要







認定外のC基人(仕力・情報度型)
 立ての特別機能: 口学を20年11月26日 第平成35年11月25日 認定参考: 18-166 ※ 初回認定年月は2004年12月。以降2013年11月までは銀税庁認業・保在支援法人(協議機能型)
 原任支援法人(協議機能型)
 新定主: (2017年12月21日

原任支援化、(高間県東定) 第2日 : 2017年12月21日 - 東京供務保証業者(出土交通省資料) 設計報号:版土交通大臣(1)第33号 - 無料料電影が中華(伊生労働省計刊) 計可報号: 40-6-300002





N P O法人ほうぼく — 抱樸 🧣

■抱樸の活動





N P O法人ほうぼく — 抱樸 🦧

伴走型支援を創るために

- ①伴走型支援は、現場から生まれた支援論
- ②形成過程にある・・・正解はない
- ③関わる人々によって、関わる人々の個性、場所や地域によって 独自の形成がなされるもの
- ④ヒントとしてこの講座は構成されている。

伴走型支援とは 「つながり続けることを 目指すアプローチ 」 (厚労省)

① ホームレス支援の現場での気づき

- 1)当時の問題意識
 - ☞住居喪失と失業・生活保護
- 2)アパート入居支援+生活保護申請
- 3)自立後、半年でゴミ屋敷化
- 4)問題の所在
 - ☞個人的要因・・・生活自立、知的・発達障害の有無
 - ☞社会的要因・・・孤立状態

※人はいつ掃除をするか。人はなぜ掃除をするか ※行動の動機・意欲の情勢には他者の存在が必要

5)自立(問題解決)が孤立に終わる(問題未解決)

②ホームレス支援から見た二つの困窮

- 1)路上で・・・「畳の上で死にたい」
- 2)自立後・・・「俺の最期は誰が看取ってくれるか」
- ☞「何が必要か」 住居、保証人、職、健康保険、携帯、弁護士
- ☑「誰が必要か」 心配してくれる人、一緒にいてくれる人、感謝してくれる人
- 3)二つの困窮
- ☞経済的困窮(ハウスレス)
- ※ハウスとホームは違う
- ☞社会的孤立(ホームレス)
- 4)ホームレス中学生の現実(ホームレス襲撃事件)
- □「家があっても帰るところがない。誰からも心配されていない。俺はホームレスだからその気持ちわかるけどなあ」
- ☞路上の風景の全国化・・・「時代が路上に追いついた」

7

伴走型支援の着想(奥田のケース) 2000年5月西鉄バスジャック事件

「いじめが原因で中学三年の夏ごろより荒れ始め、まるっきり違う人格のようになり、家庭内暴力になって、何か違う方向へ行く危険性もあり不安でした。

親が気づいても病院の受診がない、診療したことがないからなどと断られる。医師、児童相談所、教育センター、教育相談所など、いろいろ回りましたが、動いてくださる先生は一人もいらっしゃらない。入院して20日あまり。まじめでおりこうさんを装っているとのこと。何を考えているのか、大きな不安に包まれています。入院当日、「おぼえていろん。たたではおかないからな」という言葉が忘れられません。心が開けない状態で退院となれば、今まで以上に暴力がひどくなるのではと不安です。心の間がもっと広がるような気もします。このまま自分を封じ込めた間の中で一生を終わってほしくありません。しかし、一筋なわでいかない強さももっていて、機能で、敏感で、私たちの行動を見抜いて動いているようなところもあります。入院先の先生にお任せするしかありませんが、退院後の不安が強すぎて力がわいてこないのです。」

☞「動いてくださる先生」の違和感

⇒「治して代さる先生」・・・医師や精神の専門家が担当。私にはできない=断る理由 ⇒「動いてくだる」が、一緒に動く、一喜一憂してくれる人、一緒に考えてくれる人の存在 ならば、資格は不要(それなりの訓練は必要としても)。誰でもできる。

☞件走(つながる・ひとりにしない)が求められていたのではないか ※伴走型支援の必要性

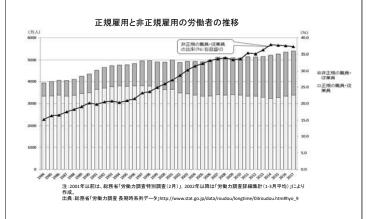
伴走型支援が必要となった理由 ☞社会的孤立の深刻化

9

【日本型社会保障の脆弱化】

- ①家族の支え合いの脆弱化
 - ☞核家族化
- ②企業にける家族の支えの脆弱化(扶養手当・退職金・住宅等)
 - ☞非正規雇用率・・・1984年 15.3% 2020年・・・38.3%
- ③地域における互助的機能の脆弱化
 - ☞自治会加入率低下
 - ☞不安定雇用と転居
- ※血縁、地縁、社縁の部分の脆弱化(無縁化)

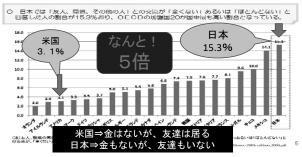
☞孤立が深刻化



孤立の現状 社会的孤立の調査 OECD諸国の比較

※相対的貧困率(2012年) 米国17.4% 日本16.1%

「家族以外の人」と交流のない人の割合(国際比較)



2018年1月18日英国「孤独問題担当大臣」新設

国家損失年間4.9兆円(320億ポンド) 英国の孤立率 5%(日本15.3%)

- ◆赤十字社など13の福祉団体連携⇒2017年に約1年間かけて調査実施
- ◆孤独の実態
- ①英国(6500万人)で900万人以上が「常に」あるいは「しばしば」孤独感あり
- ②内3分の2が「生きづらさ」感あり
- ③月に一回会話なし高齢者が20万人
- ④身体障害者の4人に1人が日常的「孤独」
- ⑤子どもを持つ親の4分の1が「常に、しばしば孤独」
- ⑥400万人以上の子どもが「孤独」でチャイルドライン(相談窓口)に相談
- ⑦「孤独が人の肉体的、精神的健康を損なう」と警告。

※孤独の健康被害⇒肥満・一日に15本喫煙よりも有害

社会的孤立のリスク ☞助けてと言えない現実

14

経済的困窮、社会的孤立、生の意味・意欲の喪失の複合過程

・・・会社をクビになることは、ただ単に給料がもらえなくなるだけの問題ではない。厚生年金や健康保険などの社会保険から脱落することを意味し、職場の同僚などの人間関係を失うことや、社宅などに住んでいれば住居さえ失うことによったがる。

さらに失業が長引けば、職場外の人間関係にも支障が出てくるかもしれない。学校の同窓会で友人たちに会うことがつらくなったり、親せきの集まりにも出にくくなったりする場合もあろう。社会的な孤立につながっていく危険性もある。うつ症がどいの健康にも影響が出てくるかもしれない。

なぜ、助けてと言えないのか?

その4つの理由

- ①サポートの存在を知らない(教えない)
 - ⇒教えてくれる人・つないでくれる人不在
 - ⇒結果、常に手遅れ状態⇒社会的コス増
 - ⇒多重債務が自殺を生む?
 - ☞時効の援用(15年のホームレス生活の果でに)
 - ☞無知と無縁が自殺を助長する

②孤立一自己認知障害⇒他者の存在

- ⇒「大丈夫です」と答える若者
 - ☞自己認知が出来ない
 - ☞自分がわからない・・・自分からの疎外
- ⇒他者との関係の中で自分(自分の状態)を認識する
 - ☞「自分で決める」という当事者主体が成立しない
 - ☞ミラーニューロン・・・他者に自己を投影して認識
- ⇒答えはどこにあるのか
 - ☞「答えは間にある」(孤立解消の営みの中で)

③自己責任論社会の常態化⇒自分だけ

- ⇒自己責任論偏重に因る社会責任の脆弱化
 - ☞1987年10月 英国首相サッチャー
- 「皆が自分の問題を社会に投げつけるのです。しかし社会というものはありません。 個人だけが、男と女だけが、家族だけが存在するのです。 」
- 個人だけが、男と女だけが、家族だけが存在するのです。」 (Prime minister Margaret Thatcher, talking to Women's Own magazine, October 31 1987)
- ⇒「自己責任」さもなくば「身内の責任」
 - ☞8050問題・ひきこもりは日本だけの現象
- ⇒自己責任社会の道徳
 - ☞「人に迷惑をかけてはいけない」
- ※伴走型支援で「社会の再構築」「自己責任が取れる社会」

④生きる意味・動機・意欲を与える人がいない

- ⇒人は何のために生きるのか× 内発的理由
- ⇒人は誰のために生きるのか○ 外発的理由
- ⇒自分だけの世界

※一人分のエネルギーしか出ない

「いい人ほど勝手な人間になれないから、つらくて苦しいのや。人間が動物と違うと ころは、他人の痛みを自分の痛みのように感じてしまうところなんや。ひょっとすれ ば、いい人というのは、自分の他にどれだけ自分以外の人間が住んでいるかという ことで決まるのやないやろか」 灰谷健次郎 「太陽の子」より

政策的課題としての社会的孤立

20

■生活困窮者自立支援制度

- ■地域共生社会 共通する視点
- ⇒「社会的孤立」への注目

21

生活困窮者自立支援法2018年改正

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の 保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会 からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われ なければならない。

(定義)

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の 状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮 し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者を

地域共生社会の議論から

(「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ 令和元年 12 月 26 日)

1 地域共生社会の理念とその財程 〇日本の社会保障は、他の先進諸国同様に、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を 目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な 保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。

☞これまでの社会保障の中心⇒現物給付・現金給付

☞ケアやつながり⇒家族、地域、会社

○その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化している。例えば、社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる8050問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題の顕在化、就職水河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化が見られている。

- ☞新しい問題⇒社会的孤立・関係性の貧困
- ☞背景⇒雇用不安定化・家族脆弱・地域崩壊

※社会的孤立の解消・関係の構築=伴走型支援

地域共生社会の三つの事業

①断らない相談支援

→介護(地域支援事業)、降曹(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、限曹(生活因期者自立相談支援事業)、内閣談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

(社会とのつながりや参加の支援)

・ ド断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住 支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向け た支援の実施

③地域づくりに向けた支援

▶地域において多様なつながりが育つことを支援するために ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援

②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能 を合わせた事業を実施

共生社会とは? ひとりにしない社会!



伴走型支援の理念

26

伴走型支援とは(2021年1月26日奥田知志)

伴走型支援は、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援である。それは「孤立しない社会の創造」を目指す社会活動だと言える。

通1 を目指す社会活動だと言える。 社会的孤立は、自分自身からの線外(自己認知不全)、生きる意欲や働く意欲の低下、社会的サポートとつながらない等のリスクを生む。 孤立が対象を置らせることで、問題が実験化し意欲が一層低下する。そのことで社会保障費の増大をも招く。社会的孤立のリスクは、個人の 問題では済まない社会課題となっている。

「つながり」は、「いのち」や「存在」という普遍的価値を土台としている。よって件走型支援は「生きること」に価値を見出だす。「いのち」が等しく暴いように「つながり」は、対等でなければならない。ゆえに件走型支援は、「支える側」と「支えられる側」の固定化を乗り終える。

てあらの子に「問題解決型支援」と「特定型支援」は、予省の地場共充社策における「支援の周報」として実施される。一つは、支援におわる をおわれたの都能を意味しておりて特殊に行われる。 問題解決型支援がそうであるように併走型支援は、「本人主体」を重重する。いずれの支援においても「自分からの離外」状況にあるもの おらし、生を選び取り、自分の動態を生きることが出来るように「自律支援」を行う。その際、本人の参加が原限となる。そのような「自律」 のための環境要解は、「支援の周輪」が自指すところである。「支援の周輪」は、「特差する意識」によって基礎づけられるゆえに「教え」 「指導する」のではなく対話的に実施される。 特定型支援における専門職は三つの役割を担う。第一に孤立した人と「つながる」ことである。このため知識や技術が必要とおる「つなが リ」は、「間かれたつながり」でなければなるない。また、「つなぎも」に問題がある場合、また本人の同意がない場合には「つなけない」と、 専門職は、支援を目標のみなる「当事者自能を再生する。第三に「もとし、つなぎき」にごをある。地へ、「つなが、しているが、している。 やかな息予り」を続ける。所び本人が問題を抱えた場合、あるいは「つなぎと」に問題が生じた場合、早期に「もどし」、「つなぎ直と「でなぎ」と「もどし」は作を記を取り特徴である。 これまで「つながり」は企業、地域、実施によって細われてきた。しかし、不安定を雇用が得名、表現、実施が前額化で「つなが 第の音を作り」を終ける。のは、大きな、「かなど、「など、「など、「など、「など、「など、「など」」、「など」」は「など」」は「など」」は「など」」は「など」は「など、「など、「など、「など、「など、「など、「など、「など」」でなど、「など、「はない」とない。 これまで「つながり、は企業、地域、実施によって細われてきた。しかし、不安定を雇用が得え、表現、実施が前額化する中で「つなが 総の社会化」として実行する。表の他人が家接機能を超い合う社組みを地域に割るため、専門職は「対傷人」のみならず「対社会」の働きを 担う。

担つ。 作売型支援においては「時間」の投え方も特徴的である。問題解決型支援は、「支援開始から支援終結」という「限られた時間輸」でなさ れる。「つながり続ける」ことを目指す件走型支援は、「人生という時間輸」を持つことになる。それゆえ件走型支援は、「共に生きる日 第、き構業するか。「ひとりにさせない地域共会社会の創造」へと至る。

伴走型支援の理念 その① 伴走型支援の意味

①伴走型支援は、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援である。それは「孤立しない社会の創造」を目指す社会活動だと言える。

キーワード

1)社会的孤立

☞日本の孤立率は、先進国第一

2)つながり続けることが目的 ☞つながりは手段ではなく目的

3)孤立しない社会の創造

☞あるべき社会とは

☞予防的効果

4) 社会活動

☞「対個人」であると同時に「対社会」・・・・社会創造

28

伴走型支援の理念 その② 孤立のリスク

②社会的孤立は、自分自身からの疎外(自己認知不全)、生きる意欲や働く意欲の 低下、社会的サポートとつながらない等のリスクを生む。孤立が対処を遅らせることで、問題が深刻化し意欲が一層低下する。そのことで社会保障費の増大をも招く。 社会的孤立のリスクは、個人の問題では済まない社会課題となっている。

1)自分自身からの疎外

☞孤立(他者不在)によって自分の状態や存在意義が解らない

2)意欲の低下

☞動機や意欲は他者との関係の中で生まれる 3)サポートとつながらない

☞どんなに良い制度であってもつながらないと無いと同じ 4)対処の遅れ

☞事態の深刻化

☞社会保障費の増大

伴走型支援の理念 その③ つながりの普遍性と対等性

③「つながり」は、「いのち」や「存在」という普遍的価値を土台としている。よって伴走 型支援は「生きること」に価値を見出だす。「いのち」が等しく尊いように「つながり」は、 対等でなければならない。ゆえに伴走型支援は、「支える側」と「支えられる側」の固 定化を乗り越える。

1)普遍的価値が土台

☞つながりの土台は「生きているということ事実」

2) つながりの対等性

☞支える側と支えられる側を固定化しない

30

伴走型支援の理念 その④ 支援の両輪

④格差や貧困が拡大する中で「問題解決型支援」は不可欠である。ただ、日本社会 が抱える困窮が「経済的困窮」のみならず「社会的孤立」であるゆえに「問題解決型 支援」と「伴走型支援」は、今後の地域共生社会における「支援の両輪」として実施さ れる。二つは、支援におけるそれぞれの機能を意味しており一体的に行われる。

キーワート

1)問題解決型支援

☞問題解決を目的とした支援

2)経済的困窮

学解決すべき具体的な課題 ☞「問題解決型支援」で対応

3)社会的孤立

4)地域共生社会における「支援の両輪」 ②問題解決型支援と伴走型支援は一体的

5)二つの支援は、機能であり、一体的に実施

伴走型支援の理念 その⑤ 本人主体と自律のための支援

⑤問題解決型支援がそうであるように伴走型支援は、「本人主体」を尊重する。いずれの支 ⑤同園所が主文はかてノのめるバードビエスはは、本人工ドコで等率する。いうれのグ 援においても「自分からの疎外」状況にある人が、自ら人生を選び取り、自分の物語を生きることが出来るように「自律支援」を行う。その際、本人の参加が原則となる。「本人主体に よる自律」を応援する環境整備が「支援の両輪」の目指すものである。それは「伴走する意 識」によって基礎づけられるゆえに「教え」「指導する」のではなく対話的に実施される。

キーワード

1)本人主体

☞両輪に共涌の原則

2)自律のための支援

☞自ら人生を選び、その人がその人として生きる「物語」を支援

☞自律のための環境整備

3)本人の参加が原則

4)対話的アプローチ

で孤立による自分からの疎外 ☞対話的(つながり)アプローチの中で本人が自分を発見し選び取る

伴走型支援の理念 その⑥ 専門職の三つの働き

等1 14800 200 到回ご ⑥件走型支援における専門職は三つの役割を担う。 第一に孤立した人と「つながる」ことである。このため知識や技術が必要となる。

第二に「つなげる」ことである。「つながり」を抱え込まず、地域や他のキーパーソへと「つながりを広げる」。伴走型 支援における「つながり」は、「開かれたつながり」でなければならない、また、「つなぎ先」に問題がある場合、本人の 同意がない場合には「つなげない」。専門職は、支援者目線のみならず事者目縁を考重する。

げる

☞抱え込まない

☞つながりを広げる・・・地域が受け皿

☞つなげない選択

3)もどし・つなぎ直す

■ 緩やかな見守り・地域との連携

⇒第二、第三の危機の早期発見 4)つなぎともどし

33

31

伴走型支援の理念 その⑦ 家族機能の社会化

⑦これまで「つながり」は企業、地域、家族によって担われてきた。しかし、不安定な ⑦ これまで「りなかり」は正来、地域、家族によって担われてさた。しかし、不安足な 雇用が増え、結果、家族が脆弱化する中で「つながり」自体が難しくなった。伴走型 支援は、脆弱化した家族の機能の回復を目指す。ただし、それを「身内の責任」とす るのではなく「家族機能の社会化」として実行する。赤の他人が家族機能を担い合う 仕組みを地域に創るため、専門職は「対個人」のみならず「対社会」の働きを担う。

1)これまでのつながり ☞ 而縁・地縁・社縁

☞日本型社会保障

2)つながりの脆弱化

☞企業と家族の脆弱化によるつながりの劣化

☞にもかかわらず「自己責任」と「身内の責任」の偏重 3)家族機能の社会化

☞身内ではない「赤の他人」によるつながりと支え(機能)

34

伴走型支援の理念 その⑧ 人生という時間軸

⑧伴走型支援においては「時間」の捉え方も特徴的である。問題解決型支援は、「支援開始 から支援終結」という「限られた時間軸」でなされる。「つながり続ける」ことを目指す伴走型 支援は、「人生という時間軸」を持つことになる。それゆえ伴走型支援は、「共に生きる日常」 を構築するため「ひとりにさせない地域共生社会の創造」へと至る。

キーワード

1)問題解決型支援の時間軸

☞支援開始から支援終結

2) 伴走型支援の時間軸

☞つながり続けるゆえに「人生という時間軸」

3)「共に生きる日常」と「ひとりにさせない地域共生社会」

☞つながり-日常的事柄

☞ひとりにさせない地域共生社会の創造

「断らない相談」の実践のための「二つの支援論」

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成29年12月15日) (断らない相談支援)

「自立相談支援事業のあり方としては、相談者を『断らず』、広く受け止めることが必要で あり、生活困窮者自立支援法において、『現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持 することができなくなるおそれのある者』とされている生活困窮者の定義のもとで、『断らない』 支援の実践が目標とされているが、こうした『断らない』相談支援については、今 後とも徹底していかなければならない。」

「また、『断らない』相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。」

☞「断らない相談支援」を徹底する

□ 断らない | ですべての相談を引き受けると支援員がバーンアウトする □ す相談員がバーンアウトしないように研修を強化する。

☞「断らない相談」の実現のためには「力のある支援員」の育成が不可欠 ※この議論に欠けているものとは何か?

断らない相談がバーンアウトする構造

問題解決型支援のみの相談支援現場

- ◇相談を引き受ける=問題解決する
 - ☞結果(解決)が出ないと意味がない
 - ☞処遇の支援
- ◇しかし問題解決が難しいと思われるケース
 - ☞結果が出ない―相談者も支援員も疲労
 - ☞最初から引き受けない

※クリームスキミング

(収益性の高い分野のみにサービスを集中させ「いいとこ取り」すること) 《収益性の品い分野のかにケービスを集中させ (いいとこ 取り) すること) ※問題解決型支援は「主訴」を明確化 (アセスメント) し個別支援計画 (ブラン) を立て実施する。しかし、課題が複合的で主訴が明確でない場合、あるいはご本人の意欲が低下している場合などは早期の解決が困難である。このような前提がない方に対する「もう一つの支援の型」が必要 ③ 学 伴走型支援との両輪化

断らない相談のもう一つの型

☞伴走型支援の導入

断らない相談一伴走型支援の場合

断らない=引き受けるæ解決する(できない)

- =つながる
- ☞断らないを「解決」ではなく「つながる」と理解する
- ☞伴走型支援における解決=「孤立解消」
- ☞処遇の支援
- ◇これからの支援の両軸
 - 1)問題解決型支援の目的

⇒解決

2) 伴走型支援の目的

⇒つながる・つなげる(伴走そのもの)

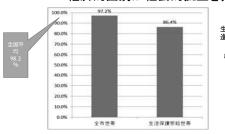
伴走型支援における注意すべき点

- ①問題解決をおろそかにする
 - ☞あくまで支援の両輪であり二者択一ではない
- ②個人的関係に埋没する
 - ☞チームで支援が原則
 - ☞抱え込みが起こる
 - ☞伴走する地域(受け皿)の創造が必要
- ③成果指標が曖昧
 - ☞「つながり」や「孤立」に関する客観的指標がない
 - ☞評価が困難
- ☞特に費用対効果に関する検証が困難。行政の評価困難
- ④伴走を手段とのみ見なし「つながり」の価値を見出せない

伴走型支援の効果 貧困のスパイラルを止める 自律を支援する・物語化

40

第一のスパイラル 経済的困窮が社会的孤立を招く

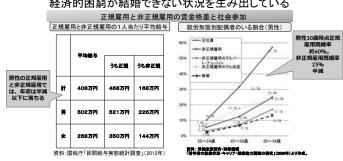


生活保護世帯の子どもの数・ 進学率ー北九州市

出典:北九州市保健福祉局保護課

☞金の切れ目が縁の切れ目

経済的困窮が結婚できない状況を生み出している



☞金の切れ目が縁の切れ目

第二のスパイラル 社会的孤立が経済的困窮を招く

- ■他者の存在が生きる意欲や動機付けとなる
- ■人は、何のために働くのか?
 - すお金のため、食べるため
 - 写内発的動機・・・自分が諦めたら終わり
- ■人は、誰のために働くのか?
 - **宇愛する人のため**
 - ☞外発的動機・・・踏ん張れる
- ■野宿11年の西原さんが野宿になった理由
- ☞「考えてみたら母ちゃんが出て行ったことかなあ」



※縁の切れ目が金の切れ目

伴走型支援はの効果塗物語の創造

- ■物(現金・現物)を物語に変える・・・他者の存在 ☞ホームレスの食事「エサ」・・・残飯「犬猫と一緒」 ☞しかし炊き出しでもらう物・・・「お弁当」
- ●食べ「物」でいうと両者はあまり変わらない。
 ●しかし、「物」に人が関わることで「物」が「物語」となる
 ■社会保障とは何か?

ロロスは、 ロカン物語の側辺の/にのの実件整備 「個人が人格的に自律した存在として主体的にみずからの生き方を追求しいくことを 可能に するための条件整備」「人間が生まれて自律的個人へと向かって成長し、不 完全ながらも自律性を保持しながら、自らの人生の物語を紡いでいくうえでの条件整備のための制度」(菊池馨実著『社会福祉再考ー?地域△で支えるー』岩波新書)
■ある母子家庭のケース

- - 一切を食べたかは覚えていないがく誰と食べたかは忘れない
- ※伴走型支援③物を物語に変える支援⑤自律支援





ご清聴ありがとう ございました。



「伴走型支援って、何?」 オンラインシンポジウム 令和3年2月2日

地域共生社会の実現に向けて - これまでの歩みを振り返り-

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 包括的支援体制整備推進官 鏑木奈津子

生活困窮者支援の経緯 生活困窮者支援の動き 年度 その他の動き H20 世界経済危機(リーマンショック)の発生 (H20.9) H21 「年越し派遣村」など特に<u>稼働年齢層の</u> 貧困問題が顕在化 生活保護受給 者に対し就労 支援等による 自立を促進す る取組 (H17~自立支援 プログラム) H22 雇用保険を受給 できない求職者 の職業訓練 (緊急人材育成支 牛活再牛事業 エカザエザネ (家計相談) (H18~グリーン コーブ) 自立支援 H23 ヤンター・ パーソナル・サ ポート・サービス (※)事業の展開 (H22~H25) シェルター (緊急人材育成支援事業・H21.7 H24 就職が困難な の運営 (※)生活上の困難 を抱える方を個別 的・継続的・制度横 断的に支える取組 支援制度 H25 (H23.10~) 生活困窮者自立支援法の成立 (H25.11) 改正 (H25.11) ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定

H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

1





生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を

- 生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。
- (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり
- 2.上上日間時日とは水に回じいといめついます。 生活国前者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する 場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく) 生活国前者が社会とのながは突襲としなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な
- 関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援、生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の接間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、 の身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。 (2)個別的な支援、生活困窮者に対する憂切なアセスントを適じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。 (3)早期的な支援、異に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。(待ちの姿勢)ではなく早期に生活困窮者を把握し、

- 課題がより深刻になる前に問題解決を図る。 4)継続的な支援…自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。 (5)分権的・創造的な支援…主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

○生活困窮者自立支援制度は、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階での自立を支援する。 ○生活に困窮する者に対しては、重層的なセーフティネットを構成している。 〇労働保険制度 のネット】【第2のネット】 〇水聯者支援制度 〇生活困窮者自立支援制度 (H27.4~) 【第3のネッ 生活困窮者自立支 援制度が、<u>相談者</u> 最低生活の保障

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度施行後の実績

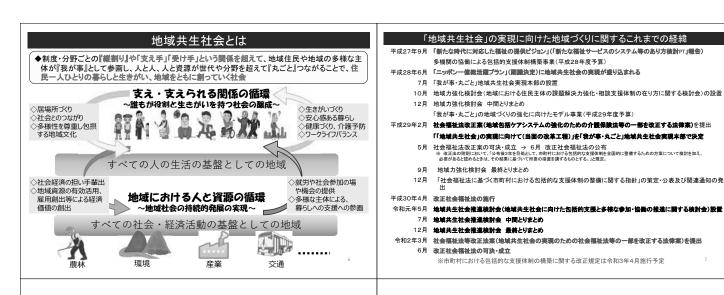
【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計園改革工程表KPI 【平成27年度~平成30年度】 施行後4年間での新規相談受付件数(延べ件数)は H27年度 H28年度 H29年度 日安値 日安値 日安値 KPI(平成30年度) 件数は約27.1万件。 ○ 包括的な支援の提供により、約12.6万人力 就労・増収につながった。

【平成30年度】 〒城30年度) 新規相談受付件数とプラン作成件数について 施行後3年間に比べて<u>着実な伸び</u>が見られる

60/L	2011 11 XX	2011			換算すると26件	施算すると10件
þί	プラン作成 件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%	新規補職件数の50%
	就労支援 対象者数	6件	7件	7件	ブラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%
	就労·増収率	40%	42%	70%	75%	75%
	ステップ アップ率	-	-	80 %	90%	プラン市成者の76自立に向けた 収益が見られた者の製金 85%

支援状況間查集計結果(H27.4~H31.3)

	新規相談受付	件数	プラン作	成件数	就労支援対	象者数	就労者	数	增収	對数	就労・増収率
年度		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり	(①)	人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (②)		うち 就労支援対象 ブラン作成者分 (③)	=(@+3)/①
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	-	6,946	-	-
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%
合計	916,187	14.9	271,020	4.4	126,058	2.1	97,386	52,127	29,566	14,371	68%



日本の社会保障の特徴

● 自助・互助・共助・公助の役割分担

「自助」:自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する

「互助」:家庭・地域など生活領域におけるインフォーマルな支え合い 「共助」:個人・世帯では負えない生活上のリスクを分散する社会保険制

度

「公助」: 自助・互助や共助では対応できない困窮などの状況に対し受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉

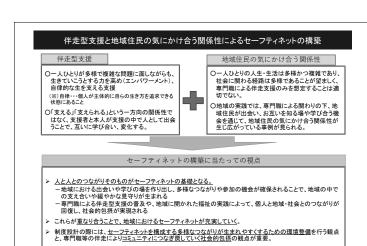
- ◆ 社会保障・労働制度は、「自助」と「互助」で対応が難しい場合に、これらを「補完する」ものと位置づけられてきた。
- 公的支援制度は、社会の変化を背景に生じるリスク・ニーズに対し、対象者を定め典型的なサービスを準備する形で、順次、制度を拡充。

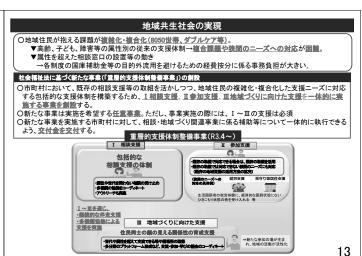
「縦割り」と「一方向」の支援

- ●「タテワリ」と「一方向」
 - ▶個人ごとに異なる複雑化した二一ズには答えにくい
 - ▶制度の狭間の問題
 - ▶「支え手」「受け手」とに分かれ、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい

9

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 1 設直の理旨 共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつかる新しい価値観の明 芽を踏ま、今後の社会保御制度のおり方をひように考えていくがという。中長期的な観点も念頭に覆きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法 等改正法の例則に規定される公布後3年(令和2年)の見直し規定に基づ、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策に ついて検討を進めない。有識者による検討会会開催する。 主な検討項目 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等 構成員 (敬称略・五十音順) 埼玉県立大学 理事長 埼玉県面信部長 一般社団添え スローコ・コケーション 代表 梅二学園・大学 高月教授 日本権品が予禁を会 総合政策用長 (第6回まで) 原施義及大学大学院健康マネジ火ト研究科 教授 千葉県北戸市長 全国小規修多様配図形で) 漢事業者連絡会 代表 中央大学大学部 教授 田中 滋知久清志野澤和弘 中川 則另 堀田 聰子 本鄉谷 健次 宮島 渡 ② 宮本 太郎 室田 信一 菊池 馨実 早稲田大学法学学術院 教授 佐保 昌一 日本労働組合総連合会 総合政策推進局長(第7回から) 中央大学法学部 教授 首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授 位所 日 ローゲア制制日も返日云 彩ロ以外は返回り以(第/ロップ) 助川 未枝保 船橋市三山・田喜野井地域包括支援センターセンター長 立岡 学 一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事 ール・開催状況 番組ペグンユール・開催状況 (第1回) 2019年 5月16日 (木) (第2回) 2019年 5月28日 (火) (第3回) 2019年 5月28日 (火) (第4回) 2019年 7月 5日 (金) (第5回) 2019年 7月16日 (火) (第6回) 2019年10月15日 (火) (第7回) 2019年10月31日 (木) 関係者のプロレアシンマ 包括的な支援について① 包括的な支援について① 中間とかまと数ではこいて、 新たな事業の中組分について、関係者からのとアリング 包括的支援を構め、相楽に向けた基本的な考え方、関係者からのとアリング これまでの議論をふまえた整理 最終とりまとめ案について ※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

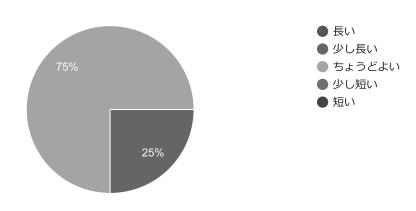




●映像教材に関するアンケート集計結果

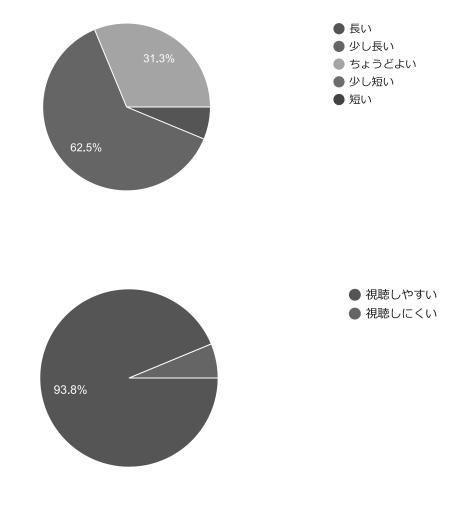
本教材の1本あたりの視聴時間について教えてください。

16 件の回答



本教材全体の視聴時間について教えてください。

16 件の回答



視聴しやすい と回答された方 その理由を教えてください。(14件の回答)

- ・画質、音声の見やすさと聞きやすさがありました。
- ・話のスピードと話す人と教材が両方映るのも良かったです。
- ・テロップが出てくるので、理解を整理しながらお話を聞くことができるため。
- ・テロップ見やすい。(文字の大きさ等)
- ・講師の方達の滑舌が良く、専門用語を多用していなかったから。
- ・内容が分かりやすく、端的にまとまっており視聴しやすいと感じました。
- ・講師の講話は聴きとりやすく、資料の内容(スライド資料に記載の内容)に沿って進んでいく ため。できれば、文章より箇条書きでまとめていただくとより分かりやすい。
- ・資料と先生のお話が一致していて聞きやすかった。資料そのものもわかりやすかった。 落ち着いた雰囲気の背景とわかりやすい話し方のため。
- 話すスピードや声の大きさが聞きやすかったです。
- ・資料が見やすく、奥田さんのご説明と一緒に拝見すると頭に入りやすく理解が進みました。
- ・講師の声は聞き取りやすかった。資料は、程よい文字量の範囲かと思う。
- テロップがあるのが分かりやすいです。
- ・ポイントがまとめられており、重要な点がわかりやすかったため。
- ・講師の話が分かりやすく、資料も明解だったためにすんなり受講できました。

「視聴しにくい」と回答された方 その理由を教えてください。(1件の回答)

・余白が大きく文字が小さかった。

「視聴しやすい」と回答された方

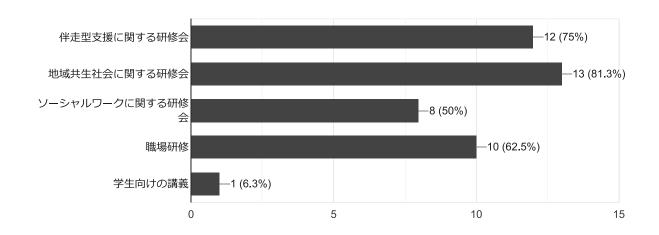
その他、本教材についてのご意見・感想があればお願いします。

・大変引き込まれるお話で、教材といっても構えることなく視聴できました。そして、つい相談者に対して「答えを提示しなければ」と問題解決型にばかり寄りがちな自身の考え方に気づけました。問題解決型に偏ることは、当事者を追い詰め、また支援者のバーンアウトにもつながると学ぶことができました。職場では、断らない支援というと支援者に求められるハードルが上がり、バーンアウトが心配されますが、そのような時こそ今回の教材を活用したいと思いました。

また、相談支援におけるつながりを広げるには、つなぎ先である地域をつくっていくこと、地域づくりが必須で、重層的支援体制整備事業の各事業は連携し循環していると感じました。よって、今回の教材は相談支援の現場にいる専門職のみではなく、地域づくりに携わる人にも有用なものだと思います。

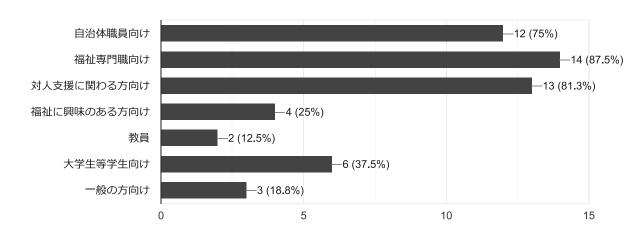
貴重な教材を視聴する機会を下さり、ありがとうございました。奥田さんのお話しをもっとお聞きしたくなりました。

- ・奥田先生の実体験を拝聴することができ、伴走型支援の在り方のイメージが掴みやすかったです。その方の課題を解決するために単に各制度につなげるだけでなく、つながりつづけることの重要性を学びました。必ずしも支援に入っている専門職がというだけでなく、資格はなくても地域全体で気に掛ける、つながり続けることが大切となり、その中で新たな課題が出てきたら都度、解決に向け一緒に考えることが重要だと理解しました。
- ・伴走型支援の概要を学ぶ教材として、福祉の支援者だけでなく、保健医療分野の支援者や福祉を 学ぶ学生等へも有効ではないかと思います。基本のきを学ぶことができました。
- 伴走型支援の必要性に至る経緯を知ることで、より重要性が理解できた。時折、センセーショナルな事例を紹介することも効果的と感じた。
- ・家族の関係や隣人や友人との関係など個人を取り巻く関係がいつも間にか希薄になったがゆえに、この研修が必要なのは、ある意味悲しいことなのかと思います。出来る出来ないは別として、ひとりひとりがこのような意識を持つことから始めることで、いずれはこれが当たり前の社会になっていくと思いました。眠っていたおせっかいおばちゃん的な意識が揺さぶられました。社会の一人として意識付けたいと思いました。ありがとうございました。
- ・制度を理解しつつも、担当者の所在や事業の評価は難しいと感じた。
- ・受講前に、伴奏型支援と地域共生が密接に結びついているというイメージを持ちにくい人もいるように感じました。その前置きがあるといいと思いました。



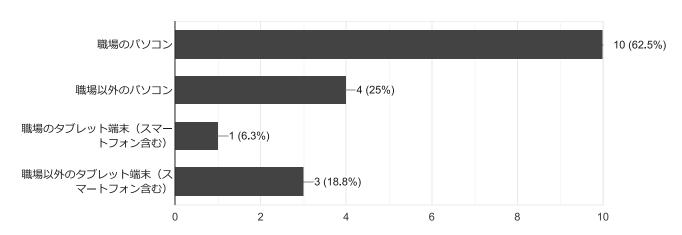
本教材の対象者は主にどのような方が想定されますか、お答えください。

16 件の回答

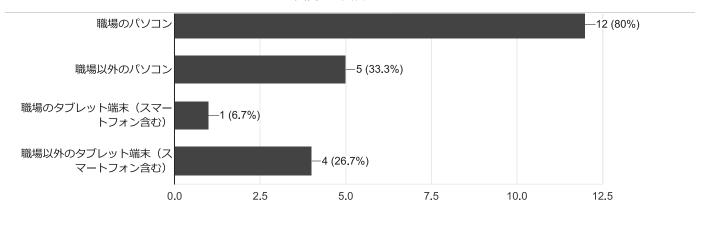


本教材を視聴した環境について教えてください。

16 件の回答

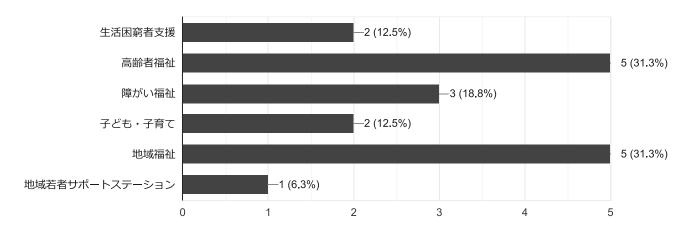


質問 回答 16



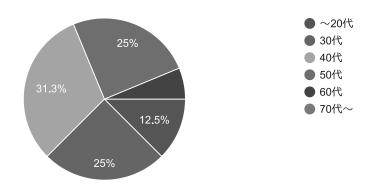
ご担当の分野を教えてください。

16 件の回答



年代を教えてください。

16 件の回答



●検討委員会メンバー

令和2年度社会福祉推進事業検討委員一覧

役 名	氏 名	所属
委員長	奥田 知志	NPO 法人 抱樸
委員	稲月 正	北九州市立大学 基盤教育センター
委員	新保 美香	明治学院大学 社会学部 社会福祉学科
委員	高橋 尚子	一般社団法人 京都自立就労サポートセンター
委員	中山 徹	大阪府立大学
委員	藤森 克彦	日本福祉大学 福祉経営学部
委員	向谷地 生良	社会福祉法人 浦河べてるの家

執筆者一覧

第1章 江田初穂 (NPO 法人抱樸)

第2章 高橋尚子(京都自立就労サポートセンター主任相談支援員) 江田初穂(NP0法人抱樸)

第3章 奥田知志 (NPO 法人抱樸)

厚生労働省 令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

包括的支援体制の整備に係る現場での実践に求められる対人援助のアプローチとしての伴走型支援に関する調査研究事業報告書

令和3 (2021) 年3月

一般社団法人 日本伴走型支援協会 〒805-0015 福岡県北九州市八幡東区2-1-32